

**「健全性水準に応じた経営の方針」および
「ご契約者配当に関する方針」の公表について**

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 永島 英器）は、「健全性水準に応じた経営の方針」および「ご契約者配当に関する方針」を策定しましたので、お知らせします。

当社は国内における経済価値ベースのソルベンシー規制の動向^{（注1）}をふまえ、リスクに対して十分な自己資本が確保できているかを示す経済価値ベースの健全性の指標であるESR^{（注2）}を活用した健全性確保に取り組んでおります。

その一環として、「健全性水準に応じた経営の方針」（全文は別紙1）では、内部留保からその貢献度に応じて還元する仕組みである「MYミューチュアル配当」の創設をふまえ、ESRの水準に応じたご契約者配当のお支払いと投資の考え方を明確化しております。

また、当方針をふまえた「ご契約者配当に関する方針」（全文は別紙2）では、相互会社の構成員であるご契約者（社員）への安定的な配当還元に向けた考え方を明確化しております。

当社は引き続き、「確かな安心を、いつまでも」という経営理念に基づき、健全性水準に応じた経営を通じて、いっそうのガバナンスの向上と持続的な成長をより意識した相互会社経営を推進してまいります。

（注1） 保険監督者国際機構（IAIS）により、国際資本基準（ICS）の導入に向けた準備がすすめられており、2025年度から本格適用される予定です。日本においてもICSの動向を注視しつつ、新基準導入に向けた検討が行なわれています

（注2） ESR（Economic Solvency Ratio、経済価値ベースのソルベンシー比率）：リスクに対して十分な自己資本が確保できているかを示す経済価値ベースの健全性を表す指標

以 上

健全性水準に応じた経営の方針

当社は、「確かな安心を、いつまでも」という経営理念に基づき、「健全性」を確保し「成長性」「収益性」とのバランスを取りながら安定的な収益の確保と企業価値の向上を実現するため、ESR220%を当面の目標としつつ、経済価値ベースの健全性の水準に応じた、ご契約者配当のお支払いと投資を行ないます。

1. ESR：165%以上（ターゲットレンジ）

安定的なご契約者配当を維持するとともに、積極的な投資を行ないます。ESRが220%を安定的に超過する見通しの場合、さらなるご契約者配当や投資を検討・実施します。

2. ESR：120%以上 165%未満

ご契約者配当の確実なお支払いに向け、リスク削減等にかかる取組み・対応を検討・実施します。また、中長期的な健全性の見通しをふまえ、投資を柔軟に検討します。

3. ESR：120%未満

健全性の確保に向けた内部留保を優先し、ご契約者配当の水準の引き下げも含めて検討・対応を行ないます。また、新規の投資を抑制するとともに、既存のリスク削減を優先します。

※ESR（Economic Solvency Ratio、経済価値ベースのソルベンシー比率）：

リスクに対して十分な自己資本が確保できているかを示す経済価値ベースの健全性をあらわす指標

※本方針は、国内における経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に向けた検討状況をふまえ、将来的に経済価値ベースのソルベンシー比率の算出方法を含めて見直します。

ご契約者配当に関する方針

— 個人保険・個人年金保険のご契約者（社員）への配当に関する基本的な考え方 —

当社は、「確かな安心を、いつまでも」という経営理念に基づき、相互会社として、中長期的に健全性を確保し、ご契約者配当を安定的にお支払い続けられるような経営を行なってまいります。

1. 相互会社としてのご契約者配当

相互会社の有配当保険は、剰余金を会社の構成員であるご契約者（社員）に配当としてお支払いすることにより、保険料を事後精算する特徴をもつ保険です。この特徴をふまえ、さまざまな経営努力から生まれる剰余金を、ご契約者配当として安定的にお支払い続けます。また、会社が今後も成長していくための投資財源や通常の予測を超えて発生するリスクへの備えのために、内部留保としても積み立ててまいります。

2. ご契約者配当のお支払方法

主に以下の2つの方法により、ご契約者配当をお支払いします。

(1) 通常配当

有配当保険にご加入いただいているご契約者に、毎年の剰余金から、将来の保険金等の確実なお支払いへの備えを行なったうえで、安定的にお支払いします。

(2) MY ミューチュアル配当

長期間にわたり、内部留保の積み立てに特に貢献いただいているご契約者に、内部留保の一部から、その貢献度に応じてお支払いします。

3. 健全性水準に応じたご契約者配当のお支払い

「健全性水準に応じた経営の方針」において、ご契約者配当を、以下のとおり、健全性水準に応じて、お支払いすることを明確化しています。

(1) ESR：165%以上（ターゲットレンジ）

安定的なご契約者配当を維持します。ESRが220%を安定的に超過する見通しの場合、さらなるご契約者配当を検討・実施します。

(2) ESR：120%以上 165%未満

ご契約者配当の確実なお支払いに向け、リスク削減等にかかる取組み・対応を検討・実施します。

(3) ESR : 120%未満

健全性の確保に向けた内部留保を優先し、ご契約者配当の水準の引き下げも含めて検討・対応を行ないます。

※ ESR (経済価値ベースのソルベンシー比率)

リスクに対して十分な自己資本が確保できているかを示す経済価値ベースの健全性をあらわす指標。なお、ESRの算出方法については、国内における経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に向けた検討状況をふまえ、将来的に見直すことがあり、その際にはあわせて、本方針で規定しているESR水準についても見直します。

4. ご契約者配当に関する当社の取組み

ご契約者配当について、以下のとおり取り組んでまいります。

(1) 安定性の維持

安定的な収益の確保と中長期的かつ持続的な企業価値の向上を通じて、ご契約者配当の安定的なお支払いを継続してまいります。

(2) 公平性の確保

ご契約者配当について、ご契約者の毎年の剰余金への寄与度や内部留保への貢献度に応じてお支払いすることで、公平性を確保してまいります。

(3) 平明性の向上

ご契約者配当に関する考え方や仕組みについて、ご契約者にご理解いただけるよう、わかりやすい説明に努めます。